

宮城県女性・中高年人材育成助成事業

Q&A 集

平成29年2月10日

【対象労働者】

Q1 40歳から59歳までの中高年齢者であれば、男女どちらでも対象になりますか。

A1 男女どちらでも構いません。40歳から59歳の方以外では、子育て等により6か月以上離職している女性が対象となります。

【補助の要件】

Q2 どのような資格の取得が対象となりますか。

A2 主に別表1に記載した資格が対象となり、本事業の実施期間内（原則3か月以内）に資格を取得していただきます。

なお、必ずしも業務に必要といえない以下のような資格は対象となりません。

【例】

普通自動車運転免許、マイクロソフトオフィススペシャリスト、日商簿記検定、秘書検定 等

Q3 本事業を2月10日から5月10日までの3か月実施したいと考えています。年度が変わる4月、5月分は補助対象になりますか。

A3 対象となります。2月10日までに雇い入れた対象労働者については、従前の要綱により対応します。なお、それ以降に雇い入れた対象労働者については、雇い入れた日から3か月を経過する日（人材育成終了後）から起算して1か月以内に、申請兼実績報告をしていただきます。

Q4 実務経験がない業務における経験の蓄積とは、具体的にどのようなことですか。

A4 すでに資格は保有しているものの、その資格を必要とする仕事に就いた経験がない方に、事業所外での研修等や現場での指導を行っていただきます。

Q5 人材育成の例はどのようなものでしょうか。

A5 人材育成の例は以下のとおりになります。

○介護職員

介護職員初任者研修を受講し、3か月間介護に従事するためのOJT等を実施

○大型トラックの運転手

大型車の運転免許を取得し、3か月間運搬等業務に従事するためのOJT等を実施

○建設機械の運転手

大型特殊免許、移動式クレーン等を取得し、3か月間建設工事に従事するためのOJT等を実施（複数の免許取得を可とします。）

【対象労働者の雇用】

Q6 短時間労働者を雇用する場合、雇用保険のみ加入すればよいのでしょうか。

A6 特定適用事業所で条件を満たす場合は、短時間労働者でも雇用保険の他、健康保険・厚生年金保険に加入する必要があります。

参考：平成28年10月1日から、特定適用事業所に勤務する短時間労働者が新たに健康保険・厚生年金保険の適用対象となります。

※特定事業所…同一事業主の適用事業所の厚生年金被保険者数の合計が常時500人を超える事業所

条件① 週の所定労働時間が20時間以上であること。

条件② 雇用期間が継続して1年以上見込まれること。

条件③ 賃金の月額が8.8万円（年収106万円）以上であること。

条件④ 学生でないこと。

【補助対象経費】

Q7 人材育成経費に含まれる研修会の参加のための経費とはどのようなものが対象になりますか。

A7 有料の外部の講習会や外部講師を招いての研修会に参加すること等に係る経費が挙げられます。講師謝金や旅費等が対象経費に含まれます。また、受講者の会場までの旅費や駐車場代も対象経費に含まれます。ただし、事業終了後に事業経費の内容等を確認する検査を行いますので、交通費を計算した書類や有料駐車場の領収書を保管・整理しておいて下さい。

Q8 外部講師の法定福利費や各種手当を研修経費に計上することは可能でしょうか。また、事業所内における指導担当者の人件費を研修経費として計上することは可能ですか。

A8 外部講師の謝金や講習参加費は計上して差し支えありませんが、講師の法定福利費は計上できません。

また、事業所内の指導担当者の人件費は補助対象外です。

Q9 外部の講習会に参加する際の交通費や駐車場料金を研修経費に計上することは可能ですか。

A9 研修経費として計上して差し支えありません。

Q10 資格を取得する際の受検費用を経費として計上することは可能ですか。

A10 資格を取得する際の収入証紙等の手数料や受験料、試験会場までの交通費等の試験を受けるための経費は、補助対象外です。

【手続き】

Q11 事業終了後に必要な手続きは、ありますか。

A11 **（対象労働者の雇入れが平成29年2月10日以前の場合）**

事業終了後に、別記様式第6号及び別記様式第7号により事業の実績を報告していただきます。報告をいただいた後に、事業及び経費の内容等を確認する検査を行いますので、勤務日報や人材育成経費についての領収書などを保管・整理しておいてください。事業の関係書類は、事業完了年度から5年間保存してください。

（対象労働者の雇入れが平成29年2月11日以降の場合）

対象労働者を雇い入れた日から3か月を経過する日（人材育成終了後）から起算して1か月以内に、別記様式第1号（申請書）及び別記様式第2号（補助事業実績書）を提出していただきます。なお、実績報告の際は、事業及び経費の内容等を確認する検査を行いますので、勤務日報や人材育成経費についての領収書などを保管・整理しておいてください。事業の関係書類は、事業完了年度から5年間保存してください。

【他の助成金等との併給】

Q12 他に国の助成金も併せて申請していますが、両方受給することは可能ですか。

A12 国や他の自治体等から当該対象人材に係る雇入れや人件費等についての助成金等を受給している場合は、本事業に申請できません。

なお、本補助金の交付決定後に他の補助金を受給している事実が判明した場合は、その決定を遡って取り消すとともに、既に補助金を支給している場合は、その全額を返還していただきます。